

改正案	現行
<p>（固定負債の区分表示）</p> <p>第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 社債</p> <p>（削る）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（一株当たり当期純損益金額等の注記）</p> <p>第九十五条の五の二（略）</p> <p>2 新株予約権若しくはこれに準ずる権利に係るプレミアムが存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加を仮定することにより減少した一株当たり当期純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額として記載しなければならない。</p> <p>（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）</p> <p>第一百八条（略）</p>	<p>（固定負債の区分表示）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>一 社債（<u>転換社債を除く。</u>）</p> <p><u>二の二 転換社債</u></p> <p>二 五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（一株当たり当期純損益金額等の注記）</p> <p>第九十五条の五の二（略）</p> <p>2 新株引受権若しくはこれに準ずる権利に係るプレミアム又は行使により<u>一株当たり当期純利益金額が減少する転換請求権若しくはこれに準ずる権利が存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加又は当該転換請求権若しくはこれに準ずる権利の行使を仮定することにより減少した一株当たり当期純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額として記載しなければならない。</u></p> <p>（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）</p> <p>第一百八条（略）</p>

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、商法第三百四十一条ノ三第
一項第八号に掲げる事項の定めのある新株予約権付社債に付された
新株予約権の行使、株式の発行による資産（現金及び現金同等物を
除く。）の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引で
あつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響
を与えるものをいう。

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、転換社債の転換、株式の発
行による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得、合併その他
資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以
降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

貸 借 対 照 表

現 行 貸 借 対 照 表

様式第二号

【貸借対照表】

区 分	注記 記号	前事業年度 (平成年月日)		当事業年度 (平成年月日)	
		金 額 (円)	構 成 比(%)	金 額 (円)	構 成 比(%)
(資産の部)(略)					
(負債の部)					
流動負債(略)					
固定負債					
社債		× ×		× ×	
長期借入金		× ×		× ×	
(資本の部)(略)					

様式第二号

【貸借対照表】

前事業年度 (平成年月日)	注記 記号	前事業年度 (平成年月日)		前事業年度 (平成年月日)	
		金 額 (円)	構 成 比(%)	金 額 (円)	構 成 比(%)
(資産の部)(略)					
(負債の部)					
流動負債(略)					
固定負債					
社債		× ×		× ×	
<u>転換社債</u>		<u>× ×</u>		<u>× ×</u>	
長期借入金		× ×		× ×	
(資本の部)(略)					

<p style="text-align: center;">出 発</p>	<p style="text-align: center;">出 発</p>
<p>様式第十号</p> <p style="text-align: center;">社債明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「銘柄」の欄には、「第 回物上担保付 号社債」のように記載すること。 ただし、発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。 なお、<u>新株予約権付社債</u>については、<u>新株予約権付社債</u>である旨を付記すること。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. <u>新株予約権付社債</u>については、発行すべき株式の内容、<u>新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び商法第三百四十一条ノ三第一項第七号又は第八号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を欄外に記載すること。</u></p> <p>6. <u>社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価格、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>7. ~10. (略)</p>	<p>様式第十号</p> <p style="text-align: center;">社債明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「銘柄」の欄には、「第 回物上担保付 号社債」のように記載すること。 ただし、発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。 なお、<u>新株引受権付社債</u>については、<u>新株引受権付社債</u>である旨を付記すること。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. <u>転換社債</u>については、<u>転換の条件、転換により発行すべき株式の内容及び転換を請求できる期間を欄外に記載すること。</u></p> <p>6. <u>新株引受権付社債</u>については、発行すべき株式の内容、株式の発行価格、発行価額の総額、<u>新株引受権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株引受権の付与割合、新株引受権の行使期間及び新株引受権の譲渡に関する事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>7. ~10. (略)</p>